



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所  
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)  
代表者名 代表取締役社長 國保善次  
(コード番号 5451 東・大の各1部)  
問合せ先 執行役員 経理部長 林 真生  
(TEL 06-6245-1113)

## 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を導入し、その後も毎年7月開催の取締役会において、社会・経済情勢の変化・変遷、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、適宜見直しを実施し継続してまいりました。平成22年7月開催の当社取締役会で継続した対応方針（以下「現プラン」といいます。）につきましても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、そのあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、本日開催された当社取締役会において、平成23年6月開催予定の当社第112期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本株主総会で本プランへの更新についてご承認いただいた場合は、その時点で現プランは廃止するものとします。

なお、本プランにつきましては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、本日現在において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

本プランへの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 本プランは、株主総会決議を経て導入・更新することとし、より株主の皆様の意思を反映できるものとなりました。
- ② 大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しするとともに、大規模買付ルールの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対しての情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合には、その期限を延長することができるものとなりました。
- ③ 当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該必要情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないこ

とについての合理的な説明がある場合には、本必要情報が全部揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉は打ち切り、取締役会の評価・検討を開始する場合があることとしました。

- ④ 独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を延長する場合の延長期間について30日を上限とすることとしました。
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守した場合でも、例外的に対抗措置発動をする場合の要件としての類型の一部見直しを行うとともに、その類型に該当するだけでなく、その結果として企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ⑥ 対抗措置を発動する場合の手続きについて、取締役会が選択した対抗措置の内容によっては、株主総会での決議や、株主の皆様の承認等、株主の皆様の意思を確認する手続きをとることがある旨を明記しました。

## **I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の買収行為や買収提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、買収行為や買収提案の中には、長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買収提案の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買収行為の条件等が企業価値ひいては株主共同の利益と比較して不十分又は不適當であるもの、企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を損なおうとする意図のあるもの等、買収対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものが存在する可能性があることは否定できません。

当社に対しこのような買収を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令及び当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## **II. 当社における企業価値向上に向けた取組み**

## 1. 事業内容の充実

当社は、規模の追求よりも個性をもって充実し、社会から必要とされる企業をめざし、鋼板関連事業として、溶融亜鉛めっき鋼板・塗装溶融亜鉛めっき鋼板等の表面処理鋼板を主力とし、その川下加工商品として建材商品及びエクステリア商品等への展開を図り、また、各種ロール、グレーチングの製造・販売のほか、不動産賃貸等の事業活動を行っております。

## 2. 選択と集中による収益基盤の確立

当社のコア事業である鋼板部門では、環境負荷を低減するクロムフリー対応等に代表される高い技術力を背景に、家電・建材向けに強固な顧客基盤を有しており、また、その表面処理技術を活かして展開する建材商品及びエクステリア商品でも国内トップクラスのシェアを確保しております。当社では、海外展開による事業領域の拡大と同時に、事業の選択と集中及び効率化を進め、収益基盤の確立を通じて企業価値向上を目指しております。

## 3. 当社グループの価値観共有による企業価値の向上

当社は、当社グループの価値観の共有化を一層推進するため、「新しい個性を持った価値の創造」を基本理念に掲げ、社会から信頼され、必要とされる存在価値のある企業を目指しております。この「新しい個性を持った価値」とは、株主と顧客から信頼され期待される機能の創造（事業価値）、必要とされるベストメーカーとしての持続力（存続価値）、変革挑戦し成長する社員一人ひとりの個性（社員価値）、社会・自然環境と調和し共生する努力（社会価値）であります。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

## 4. 環境問題への貢献

環境問題への取組みと致しましては、環境への負荷を低減することは「環境への当社の責任」であり、永年培った技術・ノウハウを製品・工法・サービスに展開していくことが「環境への当社の貢献」と考え、毎年その成果を「環境報告書」として、当社ホームページに掲載しております。

## 5. コーポレートガバナンスの強化

当社のコーポレートガバナンスへの取組みでは、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を一定の範囲で分離し、取締役会の監督機能強化・効率化と業務執行の迅速化を目指して、執行役員制を導入し、さらに、当社経営陣から独立した社外取締役を選任し、取締役の業務執行を監視する体制を強化することにより経営の透明性を高めております。今後ともコーポレートガバナンスの強化を実施していく所存であります。

また、コーポレートガバナンスの基礎となる当社企業理念に基づく事業活動を通じて、企業の社会的責任を果たし、健全なる行動が企業価値の維持向上に繋がるとの認識をもって、内部統制システム整備の一環としてのコンプライアンス体制構築にも取組み、コンプライアンス・ポリシーのもと、行動指針の策定、コンプライアンス・リスク管理委員会の設置、ヨドコウ「ほっとラ

イン」の運営などを行っております。

### Ⅲ. 本プランの内容

#### 1. 本プランの目的

当社は、自主自立の経営方針を維持しつつ、鋼板事業を主体として基礎的収益力の強化、企業経営体制の改革を行うなど、企業価値向上のための施策を実施しております。当社の経営にあたっては、鋼板表面処理・ロール鋳造等に関する永年に亘る技術の蓄積と経験、並びに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社グループが事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナー及びその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。また、新たな基礎技術を研究開発して商品化するまでに相当な期間を要する製造業においては、特に、目先の利益追求ではなく、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益に繋がるものと考えております。

以上の点を考慮し、当社取締役会は、当社株式等に対して大規模な買付や買収提案等がなされた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付等が行われる際の情報提供と検討期間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、上記Ⅰ.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として更新することと致しました。

本プランのフロー概要につきましては、別紙1をご参照ください。

#### 2. 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じと

します。)並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)

又は、

(ii) 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2 : 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株式等保有割合とを合わせた割合(ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株式等の数については、控除するものとします。)

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 : 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランへの更新にあたり、現プランと同様に、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外取締役、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。(独立委員会委員候補の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。)

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会を通じ提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。なお、独立委員会の権限等の概要は別紙3記載のとおりです。

### 4. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店・支店の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連

絡先及び提案する大規模買付行為の概要を日本語で明示した意向表明書（大規模買付者の代表者による署名又は記名押印のあるもの）をご提出いただくこととします。

当社が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

## （２）大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記（１）の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただくべき必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、必要情報のリストにしたがい、必要情報を提供していただきます。必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びその他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、資本構成、財務内容、経歴及び沿革、大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果、及び当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響、並びに当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（大規模買付等の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（算定の前提となる事実、算定方法、資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に予定する当社のステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）と当社の関係に関しての変更の有無及びその内容
- ⑥ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜回答期限を設けた上で追加的に情報提供

を求めることがあります。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨の公表を行います。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が無い場合において、大規模買付者から提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が揃わなくても大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記（3）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### **（3）取締役会による評価・検討**

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに公表します。

## **5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針**

### **（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案等についての反対意見の表明や、代替案を提示する

ことにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等及び当社が提示する当該買付提案等に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断したときは、取締役としての善管注意義務に基づき、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、必要かつ相当な範囲で、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社の持続的な企業価値増大のため不可欠な、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を損なうなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

## **（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合**

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にか

かわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

### (3) 対抗措置発動の手続き

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置の発動の是非について判断を行う場合、その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求め、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の皆様への承認を求め、株主の皆様のご意思を確認するための手続きをとることがあります。株主の皆様のご意思を確認する手続きをとった場合は、株主の皆様のご意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

当社取締役会及び株主総会において具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従って適時適切に開示します。

### (4) 対抗措置の中止等

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合であっても、以下の場合には、独立委員会の意見又は勧告を尊重した上で、対抗措置の中止等もしくは変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどにより、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当の中止、また、新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

- ① 大規模買付者が買付提案を変更し、当該提案が合理的かつ妥当と、当社取締役会が判断した場合
- ② 当社取締役会が大規模買付者との間で当該対抗措置を発動しない旨の合意又は当該対抗措

置の発動を中止する旨の合意に至った場合

③ 大規模買付者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合

④ 対抗措置の発動決定の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付行為が当該対抗措置の発動の条件を満たさなくなった場合、又は当該対抗措置の発動の条件を満たしていても当該対抗措置の発動が相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

このような対抗措置発動の中止等を行う場合は、法令及び金融商品取引所の上場規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示します。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合又は、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該大規模買付行為に対し、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合、株主の皆様には別途ご自身が新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約書を含む当社所定の書式に

よる書面をご提出頂くことがあります。かかる手続きの詳細につきましては、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従って適時・適切に開示します。なお、当社取締役会は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、独立委員会の勧告を受けて、新株予約権の割当の中止、又は当社が新株予約権の無償取得をする場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## **7. 本プランの有効期限、廃止及び変更**

本プランは、本株主総会で承認されることを条件として同日より発効することとし、その有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成26年6月開催予定の定時株主総会）の終結の時までとします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の同意を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示を行います。

## **IV. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

当社では、以下の理由から、本プランが上記 I. の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### **1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充

足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

## **2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間や情報、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものです。

## **3. 株主意思を反映するものであること**

当社は本株主総会において、本プラン更新に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

## **4. 取締役会の恣意的判断の排除**

本プランにおいては、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否か判断する場合には、その判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

## **5. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定**

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

## **6. デッドハンド型買収防衛策ではないこと**

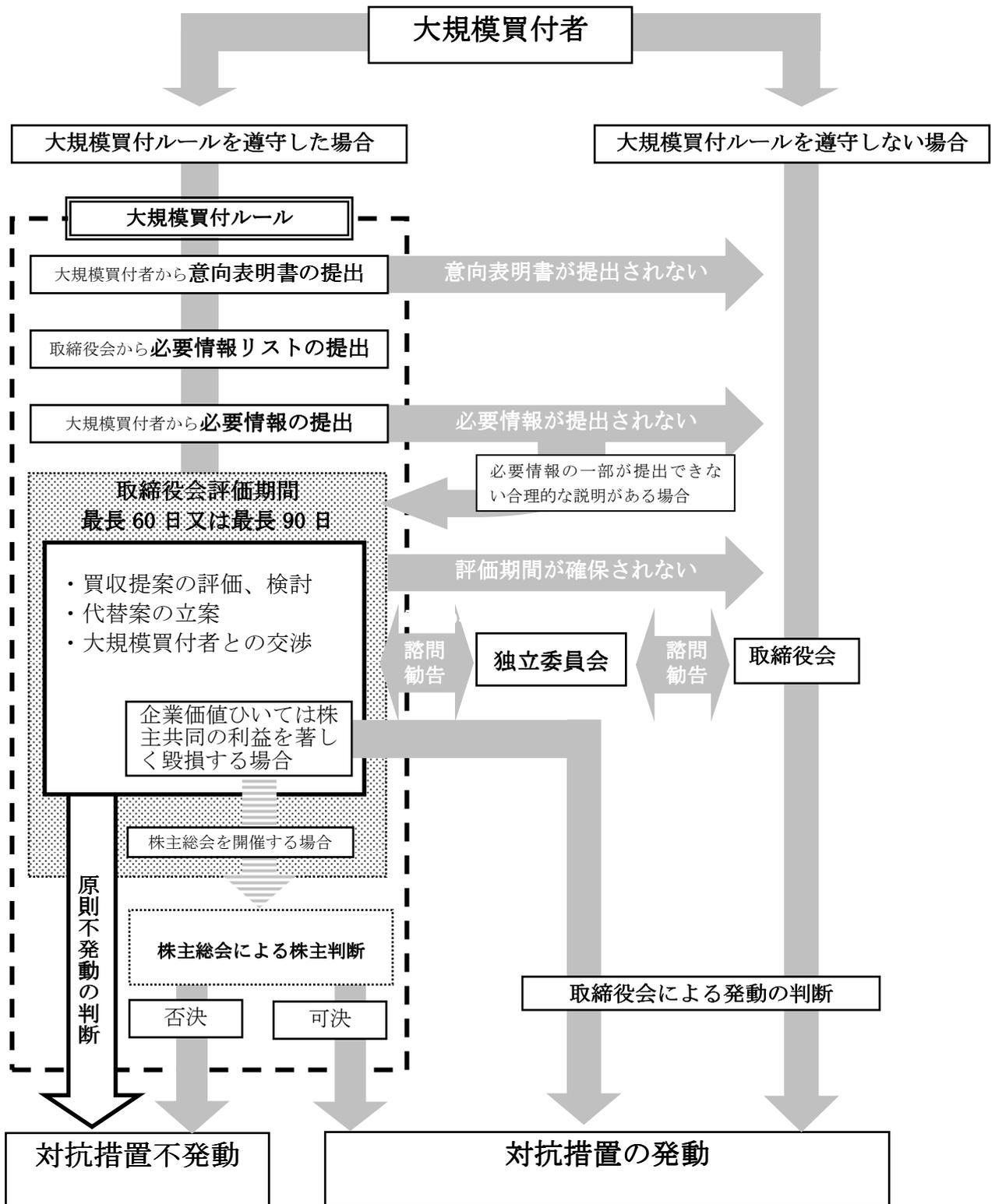
本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社においては取締役の任期を1年としており期差任期制ではございませんので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

本プランの概要



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

**独立委員会委員候補の氏名及び略歴**

## 1. 石田 榮次 (いしだ えいじ)

略 歴 昭和 42 年 4 月 株式会社大和銀行 (現りそな銀行) 入行  
平成 12 年 5 月 同行常務取締役辞任  
平成 12 年 6 月 東洋テック株式会社入社、顧問  
平成 14 年 4 月 同社代表取締役社長  
平成 18 年 6 月 同社代表取締役会長  
平成 20 年 6 月 当社社外取締役 (現任)  
平成 20 年 7 月 当社独立委員会委員 (現任)

※石田榮次氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。

## 2. 今西 康訓 (いまにし やすのり)

略 歴 平成 元年 4 月 弁護士登録、宇津呂雄章法律事務所  
(現本町中央法律事務所) 入所 (現任)  
平成 16 年 6 月 当社社外監査役 (現任)  
平成 18 年 5 月 当社独立委員会委員 (現任)

※今西康訓氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

## 3. 湯浅 光章 (ゆあさ みつあき)

略 歴 昭和 48 年 9 月 公認会計士登録  
平成 18 年 6 月 あずさ監査法人退職  
平成 18 年 7 月 公認会計士 湯浅光章事務所 開所 (現任)  
平成 20 年 6 月 当社社外監査役 (現任)  
平成 20 年 7 月 当社独立委員会委員 (現任)

※湯浅光章氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

## 4. 河本 一郎 (かわもと いちろう)

略 歴 昭和 39 年 2 月 神戸大学法学部教授  
昭和 61 年 3 月 同 名誉教授 (現任)  
昭和 61 年 4 月 神戸学院大学法学部教授  
昭和 61 年 5 月 弁護士登録  
平成 7 年 12 月 日本学士院会員 (現任)  
平成 18 年 5 月 当社独立委員会委員 (現任)

## 5. 富田 英孝 (とみた ひでたか)

略 歴 昭和 40 年 10 月 公認会計士登録  
平成 16 年 6 月 新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 退職  
平成 16 年 7 月 公認会計士 富田事務所 開所 (現任)  
平成 18 年 5 月 当社独立委員会委員 (現任)

以 上

## 独立委員会の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から取締役会が選任する。
3. 本プランの有効期限の満了前であっても、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、当社取締役会は、独立委員会の同意を得た上で、本プランを変更する場合がある。
4. 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
5. 独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動又は不発動
  - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止
  - ③ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
6. 独立委員会は、以下に記載する事項を行い、その内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に勧告する。
  - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
  - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
  - ③ 本必要情報の内容の充足及び提供完了の決定
  - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
  - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
  - ⑦ その他取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
7. 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。

以上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

(ご参考)

### 当社株式の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

- (1) 発行可能株式総数 753,814,067 株
- (2) 発行済株式の総数 184,186,153 株（自己株式 22,761,608 株）
- (3) 株主数 9,045 名
- (4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,245	5.01
みずほ信託銀行株式会社	5,470	2.96
株式会社りそな銀行	5,342	2.90
株式会社みずほコーポレート銀行	5,310	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,590	2.49
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,904	2.11
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,886	2.10
日本生命保険相互会社	3,866	2.09
ヨドコウ取引先持株会	3,437	1.86
JFE スチール株式会社	2,936	1.59

- (注) 1. 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。  
2. 当社は、自己株式 22,761,608 株を保有しておりますが、上記株主には含めておりません。

以 上